放射線障害防止法施行令及び同法施行規則の一部改正

	【便益】		【コスト・懸念】《対応策》	【対象者概数】
①医療分野における規制の合理化 ・医薬品の原材料、治験薬、院内製剤を規制対象から除外。	・二重規制の改善 ・国内での治験の増加	>	・薬事法等による同等の安全確保	製薬事業所 3 医療機関 800 他に医薬品輸入事業者
②移動使用の対象と使用目的の追加 ・許可を要さず届出で移動使用できる範囲を拡大。	・放射線利用の多様化 ・作業時間の多様化	>	・管理区域の設定等従来の安全確保策 ・追加的な安全確保策（線源の脱落防止機能、放射線取扱主任者免状所有者の指示）	非破壊検査事業者 50 年間件数 2000
③特定設計認証制度の対象機器の指定 ・認証を受けた機器の使用の義務を簡素化する対象に煙感知器等を指定。	・法的義務を最低限にした合理的かつ利便性を損なわない利用	>	・設計・使用条件・品質検査体制の認証による安全確保 ・認証機関に複数機関が参入できる登録機関制	煙感知器 数百万台 切替放電管 10000台 有害ガス測定器 4000台 静電気測定器 5000台
④施設検査・定期検査の対象の見直し ・国際機関の機器の分類、規制対象下限値の変更を踏まえ、検査対象を見直し。	・より合理的な根拠による検査対象の選定 ・潜在的危険性の大きな機器を網羅的に検査	>	・対象事業者の手数料 ・検査機関に複数機関が参入できる登録機関制	定期検査対象 従来 1100 新規対象 180 対象除外 40 定期確認は新設対象は検査と同じ
⑤定期確認の期間 ・事業者の測定の記録、使用の帳簿の確認の期間を施設の検査の期間と同じ期間に設定する。	・ソフト面の安全管理の意識向上、徹底 ・定期検査との同時実施が可能	>	・検査機関に複数機関が参入できる登録機関制 ・定期検査との同時実施による手数料の軽減等を期待	
⑥定期講習の対象及び期間 ・一部の販売・賃貸業者を除き、放射線取扱主任者に受けさせなければいけない講習の受講期間を定める。	・安全管理の意識向上、徹底 ・事故の教訓、法令の運用の周知	>	・事業者の受講料 ・講習機関に複数機関が参入できる登録機関制	主任者数 5000 現行法の対象事業所数 4800